現代建築レガシー保存・継承のためのガイドライン【概要版】

1. ガイドラインの目的等

・本市は、戦禍や大きな災害に遭っていないことに加え、市民と行政の努力により、変容し続ける時代の潮流の中で、過去の建築を保存継承するとともに、各時代の美意識や価値観を表した新たな建築を造り続けてきたことで、重層的かつ魅力的な建築文化が形成されている。

・現状、歴史的建造物等は文化財として保護される一方、現代建築は稼働資産が多く、修繕や改修を繰り返しながら日常的に利用される中で、建築当初の内外装の意匠が失われた建築物や社会的な要請が叶わずに取り壊された建築物もある。

・このため、本市所有の公共建築物のうち、建築的価値が高く本市の建築文化の中心を担う重要な現代建築物を「現代建築レガシー」に位置づけてその価値を明示するとともに、建築的価値の保存継承の方向性や具体的な手段を示すことで、関係者が適切な措置を講ずるための指針とする。

2. 現代建築レガシーの選定

1）選定の基準

・選定基準は次のとおりとし、
これを満たすものを選定する。

①金沢市所有の公共建築物
②戦後（昭和 20 年以降）に建設された建築物
③文化財建築物以外
④対象建築物や建築家に対する国内外の受賞歴による評点が 5 点以上
（国際的評価、全国的評価、地域的評価に区分して段階的に評価）

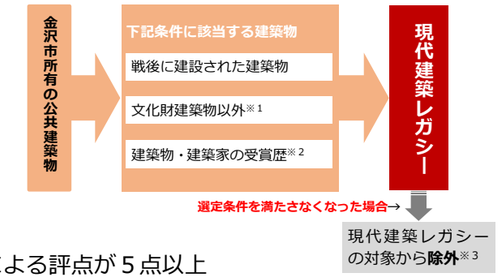

※1：文化財（国・県・市指定文化財、登録有形文化財）に指定された建築物以外。
※2：受賞歴等はデータベースを作成し、適宜建築物の追加選定に利用する。
※3：金沢市西町教育研修館が登録有形文化財として登録された場合は、現代建築レガシーの対象からは除外され、文化財としての保存・活用を図る。

2）対象建築物

・金沢市西町教育研修館	・金沢市立玉川図書館	・金沢市文化ホール
・金沢市立泉野図書館	・金沢市民芸術村	・金沢 21 世紀美術館
・金沢海みらい図書館	・鈴木大拙館	・谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館

3. 保存継承の方向性と具体的な手段

1）建築診断の位置づけ

・安全性の観点から様々な関係法令により義務付けられた「法定点検」に加えて、現代建築レガシーにおいては、建築的価値の現状課題を把握するために、独自の点検として、「建築診断」を実施する。

本ガイドラインにおける「建築診断」とは・・・
建築物について、意匠の改変や滅失等がないか、建築的価値の現状を把握するために行う、目視等による現地確認や関係者への意見聴取等を指すものとする。

2）建築診断の実施

・現代建築レガシーとしての建築的価値を評価するために、「評価の視点」にある 7 項目及び各項目における「主な診断項目」を参考として建築診断を実施する。

評価の視点	主な診断項目　（ガイドラインから抜粋）
①形態と意匠	・建築当時の形状や色彩などの特徴的な形態と意匠が守られているか。
②材料と材質	・建築当時の材料や材質を使用しているか。
③用途と機能	・諸室等の用途が建築当時から変更されていないか。 ・時代の要請に応じ、最低限必要な施設の機能が確保されているか。
④伝統と技術	・建築当時の特徴的な技術や工法が継承されているか。
⑤立地と周辺環境	・建築物の重要な意匠や周辺環境との調和が失われていないか。 ・外構に修繕・改修を必要とする劣化がないか。植栽の手入れが行われているか。
⑥精神と感性	・設計者のコンセプトが保存継承されているか。 ・地域の伝統や文化を象徴する建築物の場合、それらが維持できているか。
⑦その他	・掲示物及び備品類が、建築物の意匠に適した統一的なデザイン・配置となっているか。 ・建築的価値を保存継承していくために必要な管理運営がなされているか。

※ただし、必ずしも全てを建築当初のままにすべきと考えるものではなく、保存すべき部分と社会的要請に応えて建築的価値に配慮した上で改善していく部分を区別することとする。

3）建築診断の周期

・竣工又は改修の年から概ね 10 年周期で建築診断を実施する。

4）建築診断及び修繕・改修策検討の実施体制

・①設計者本人、また設計者本人が不在の場合は②設計コンセプトや建築物の良さなどを十分理解している者（当初の施工者、設計者の研究者、設計に関わったスタッフ、建築物の良さを解釈し引き出すことのできる建築家 など）が直接又は助言指導等で関与する。

4. ガイドラインの活用

1）建築診断・改修等の実施

・施設の所管課所は、本ガイドラインに基づき、前提事項を把握するとともに、公共施設等総合管理計画と調整を図りつつ建築診断及び修繕・改修を行う。

・予算措置は施設所管課所が行い、関係課所や施設は実施のために最大限配慮することとする。

・施設管理者は建築的価値を尊重して日常点検を行い、建築的価値が損なわれていないかを確認することとする。また、修繕等の発注の際は、建築的価値が損なわれることのないように留意することとする。

2）ガイドラインの更新

・本ガイドラインの所管課（企画調整課）は、ガイドラインが適切に運用されるよう、状況の変化に応じ、視点の追加や方向性の検討、対象施設の選定や削除等といったガイドラインのメンテナンスを行うこととする。